



2025年1月14日

各位

会社名 フィットイージー株式会社
代表者名 代表取締役社長 國江仙嗣
(コード番号: 212A 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 藤原祐次
TEL.058-215-8744

医療法第42条施設としてのメディカルフィットネス初出店ののお知らせ

～ 医師の処方箋に基づいた運動療法が可能に ～

当社は、2025年6月に社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院（所在地：岐阜県羽島郡）内へ、医療法第42条施設としての初出店を決定しましたので、以下の通りお知らせいたします。



■概要

オープン日：2025年6月（予定）

場所：岐阜県羽島郡笠松町田代 185-1 社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院 内

本施設は、医療法第42条に基づく疾病予防運動施設として運営される予定で、医療との連携を通じた病院内でのフィットネス提供となります。今後、指定運動療法施設として医療費控除を活用いただける予定となり、当社初のメディカルフィットネスという新しい形態を実現してまいります。

■出店の背景

「楽しみながら健康になれる、楽しみながら目標達成できる」をコンセプトに掲げる当社として、フィットネスクラブ初心者への安全な支援導入・健康支援・正しい医学的指導・新たなシナジー効果の創出を検討してまいりました。この度スポーツドクター6名と理学療法士等145名を擁する、社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院様との取り組みが実現することとなりました。

医療費削減のための予防医療の促進や、地域社会の健康促進を通して、企業の社会的責任（CSR）を果たすことが期待でき、病院内フィットネスクラブは、患者様、地域、医療機関にとって「健康づくり」と「予防」に貢献する革新的な取り組みとなります。

■医療法第42条施設について

医療法第42条施設とは、厚生労働大臣の定める基準（診療所の附置・職員・運営方法）に適した施設であり、医師の運動処方のもと、生活習慣病患者やその予備群等の方に対し、専門スタッフによる適切な運動療法等を提供する施設。医師の診察や健康運動指導士等の指導を受けながら、有酸素運動等に取り組むことができます。

■医療との連携による特徴

（1）安心・安全・正しい運動が可能

医師や専門スタッフと連携し、利用者の健康状態を考慮したオーダーメイドの運動プログラム提供が可能。持病をお持ちの方や、初めてフィットネスクラブを利用される方、高齢者の方、リハビリ目的の方にも、より安全で効果的な運動が可能となります。また、運動データを医療記録と統合することで、患者様の健康状態を包括的に管理できます。

（2）安全性の高いフィットネス環境

医療機関内に設置されるため、万が一の体調不良やケガなどの場合にも迅速な医療対応が可能で、安全性を重視した運営を実現します。

（3）患者様の満足度向上

病院内での運動の場の提供により、患者様のストレスを軽減し、心理的な健康をサポート。入院患者様が退院後も健康を維持するための、運動習慣も身につけやすくなります。また、運動による回復促進で、患者様の入院期間が短縮される可能性があり、患者様の満足度向上に貢献します。

（4）安全で衛生的な環境

病院内という立地を活かし、清潔で感染予防対策が徹底された環境を提供。これにより、体調管理が重要な方々にも安心してご利用いただけます。

（5）健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の向上

運動を通して、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の予防にも役立ちます。身体機能の維持・向上を図り、健康寿命の延伸や、要介護状態への移行を遅らせることで、運動を取り入れた医療と福祉の統合ケアを実現できます。

（6）幅広い層への利用促進

患者様のみならず、病院を訪れる方や地域住民の方、病院職員も利用可能な設計となっており、健康増進や地域コミュニティ活性化に寄与します。地域の健康意識向上を目的としたイベントやセミナーの開催も予定しています。

今後、他のエリアにおいても、その近隣の医療機関との提携等により、地域社会の健康促進を図っていく予定です。

以 上

（注）今回公表いたしました新規出店情報は、今後工事内容、工期等様々な要因により変更となる可能性があります。